



# 男女共同参画推進委員会

—リレー・エッセイ—

第133回

区会・自治会の「男女共同参画」を  
一步一歩推進しよう

安中市男女共同参画推進委員会委員



渡部 桂一

私は、男女共同参画推進委員会委員に委嘱されたとき、「男女共同参画」の言葉に強く心を動かされました。戦後生まれの私は、日本国憲法の「男女平等」理念の大切さを学び、今まで人生を歩んできました。男女平等を実質的に実現するためには、公的、私的を問わず、あらゆる分野において性別にかかわりなく意思決定への参加・参画、すなわち「男女共同参画」がきわめて重要であると書物に述べられていました。私は、「男女共同参画社会」の実現が、「男女平等社会」の実現に結びつくと解釈しました。

私は区長会の一員として、代表区長を務めています。安中市には101の行政区があり、101名の区長が地元の自治会などの協力を得ながら、地域の皆様と市の橋渡し役を務めています。現在、101名の区長のうち、女性はわずか3名と少なく、男性主体の区長会体制となつております。国の男女共同参画基本計画では、自治会長の女性の占める割合を10%とする目標を掲げていますが、令和3年の安中市区長会の実態は、残念ながら大幅に下回ってお

ります。群馬県男女共同参画計画では4%の目標を掲げていますが、県全体でも0・8%と低く、全国最下位の状況です。

当推進委員会においても、議題の中で「自治会等における女性の参画促進」が取り上げられました。委員から「区長は名誉職で男性の間での順番制、でも家族の形態も変わり、回らなくなつた。女性を含めて区長を選ぶ必要がある」との意見がありました。

区会・自治会における「男女共同参画」をいかに推進するか。少子高齢化、過疎化による人口減少、また「単独世帯」が急増し「大家族世帯」が減少するという世帯構造も勘案し、5年先の将来を見据えた区会・自治会の取組を具体的に示し、「男女共同参画」を基本とした協議・決定する仕組みづくりが必要です。多様化する地域課題の解決に積極的に取り組むことで、地域に暮らす多様な人材(年齢差を越えて男性、女性、そして外国人の人等)の参加・参画が図れます。そして「自治会等における女性の参画促進」に繋がるものと確信しております。

- ・断り切れずに、訪問業者と高額な契約をしたけど、解約したい
- ・不審なメールや荷物が届いたが、どうしたらよいかなど
- ・訪問販売や商品の購入、サービスの利用に伴って事業者との間に生じたトラブルや疑問、不審な点があるときは、一人で悩まずに、お気軽にご相談ください。
- ・また、契約トラブルや悪質商法の被害にあわないように、要望に応じて出前講座を実施していますので、ぜひ、ご利用ください。



(消費者庁イラスト集より)

## 安中市消費生活センターからのお知らせ

困ったときは、ご相談ください

消費生活センターでは、消費者からの相談や苦情について、専門の相談員が問題解決のためのお手伝いをしています。

電話または来所で相談をお受けします。  
本年4月からメール(電子申請)でも相談を受け付けますが、回答までに数日かかります。詳細は、市ホームページの消費生活センターをご確認ください。

### 相談方法▼

市内在住の本人から相談をお受けします。本人からの相談が難しい場合は、家族などの関係者の相談もお受けします。

### 相談できる人▼

○価格の妥当性や事業者の信頼性に関する相談  
○相隣関係や個人間のトラブルに関する相談  
○事業者や個人事業主からの事業に関する相談  
○フリマアプリなどの個人間売買に関する相談  
○事業者に対する指導や調査の要望など



### 利用案内▼

所在地：本駐車場南側の2階建て建物  
電話番号：382-12228  
相談時間：午前9時～午後4時30分(土日・祝日、年末年始は除く)  
一步推進しまょ。